

No. 1

令和 年 第 号

遺言公正証書

本職は、令和 年 月 日、遺言者 被補助人 の
嘱託により、証人 司法書士A 及び証人 司法書士補助人の
立会いのもとに、次のとおり遺言者の口授を筆記して、
この証書を作成する。――

遺言の本旨

第1条 遺言者は、遺言者の有する預貯金から金4,
500万円を、公益信託成年後見助成基金に遺贈す
る。――

第2条 遺言者は、前条記載の金4,500万円を除
く、遺言者の有する不動産、現金、預貯金その他一
切の財産を、受遺者 社会福祉法人

(主たる事務所：

)に包括して遺贈する。なお、財産の換
価に要する実費、遺言者の借入金、入院費用、葬儀
費用、未払租税公課及びその他一切の債務、遺言執
行に要する費用、遺言執行者の報酬等は、受遺者
社会福祉法人 が負担するものとす
る。遺言執行者は、換価困難な財産については、無

公証人役場

2026/08/31/月 14:23

31220

P.002/010

の金銭の中から随時支払うこともできるほか、前記各相続財産承継者に必要に応じて立替えさせることもできる。――

第5条 遺言執行者に対する報酬は、金25万円（消費税別）に遺言執行時に遺言者の有する財産全部の評価額合計の1パーセントを加えた金額とする。ただし、最低金40万円とする。――

2 遺言執行に要する公租公課、手数料、交通費、その他一切の費用は、前項の報酬とは別にこれを支払うものとし、この支払は、遺言執行者において遺産の中から控除して支払を受けることができる。――

第6条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として次の者を指定する。――

住所

司法書士

遺言執行者

司法書士A

昭和 年 月 日 生

2 前項の遺言執行者が遺言者より先に死亡（同時死亡を含む。）した場合は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（主たる事務所：東京都

公証人役場

2026/08/31/月 14:23

31220

P.005/010

新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館) の理	
事長がこの遺言の遺言執行者を指名できるものとす	
る。 _____	
(付言事項)	
遺言者の葬儀は仏式(真言宗)で行ってください。	
なお,	
の住職に葬儀における読経等を行うよう依頼してく	
ださい。	
遺言者は、遺言者の葬儀を主宰する者として第6	
条記載の遺言執行者をお願いします。	
本 旨 外 要 件	
本籍	
住所	
無職	
遺言者	被補助人
昭和 年 月 日 生	
上記は、印鑑登録証明書の提出により、人違いでな	
いことを証明させた。 _____	
司法書士	
公証人役場	

2026/08/31/月 14:23

31220

P.006/010

証人	司法書士A
昭和 年 月 日 生	
大阪府	
司法書士	
証人	司法書士補助人
昭和 年 月 日 生	
上記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自この筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。一	
遺言者	被補助人
証人	司法書士A
証人	司法書士補助人
この証書は、令和 年 月 日、本職役場において、 民法第969条第1号から第4号までの所定の方式に従って作成し、同条第5号に基づいて、本職次に署名押印する。	
法務局所属	
公証人	
この正本は、囑託人 の請求により、令和 年 月 日、本職役場において、原本に基づいて作	
公証人役場	